

「副首都ビジョン」のバージョンアップに向けた意見交換会開催要綱

(目的)

第1条 副首都推進局長（以下「局長」という。）は、「副首都ビジョン」のバージョンアップに向け、副首都推進局として、論点整理を図り検討を進めていくため、専門的見地による外部有識者からの意見を聴取する場として、「副首都ビジョン」のバージョンアップに向けた意見交換会（以下「意見交換会」という。）を開催する。

(聴取事項)

第2条 意見交換会において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症による社会・経済・生活の変容に関すること
- (2) 現行の副首都ビジョンの取組の検証に関すること
- (3) 副首都をめざすうえで都市に求められること
- (4) 将来を見据え国や自治体に求められること
- (5) 前4号に掲げるもののほか第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(意見交換会のメンバー等)

第3条 意見交換会のメンバーは、政策や経済分野、暮らし、自治制度など幅広い分野の有識者等のうちから、局長が委嘱する。

- 2 メンバー以外の有識者等から意見を聴取する必要があるときは、参考人として、局長が出席を求めることができる。

(座長)

第4条 意見交換会の座長は、メンバーの互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(分科会)

第5条 専門的分野について個別に検討する必要がある場合等、必要に応じて分科会を開催することができる。

(メンバー等への報償金等)

第6条 メンバーに対し、大阪市の定める基準「懇談会等行政運営上の会合等の委員その他の構成員に係る報償金の基準に関する要綱」に基づき報償金を支給することができる。

- 2 参考人に対し、大阪市の定める基準「講師に係る謝礼金の取扱基準について」に基づき謝礼金を支給することができる。

3 メンバー及び参考人が意見交換会又は分科会に出席するにあたり交通機関を利用してその運賃を負担したときは、その費用を支給することができる。ただし、その額は、実際に利用した経路及び方法にかかわらず、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により算出するものとする。

(守秘義務)

第7条 メンバーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(開催期間)

第8条 意見交換会の開催期間は、施行日から令和5年3月31日までとする。

(庶務)

第9条 意見交換会の庶務は、副首都推進局副首都企画担当において行う。

(細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月12日から施行する。